

令和5年度臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金について

1 制度の概要

(協力) 難病指定医及び小児慢性特定疾病指定医が勤務する医療機関における診断書のオンライン登録に向けた備品購入や院内システムの改修などの環境整備にかかる経費について、費用の一部を助成します。

2 事業の実施方法

①専用パソコンなどの備品購入

…ブラウザで診断書内容の直接入力を行う。

②院内システムの改修

…システムから診断書のファイルを出力し、USB等の媒体または安全なネットワークを介して、インターネットに接続している端末にコピーし、データベースへのアップロードを行う。

※パソコン端末やネットワークの要件等については、健康対策課ホームページに掲載している「難病・小慢DB更改に関する医療機関向け周知資料（詳細）」をご確認ください。

3 手続きの流れ

県→医療機関	所要額調査 (オンライン登録の予定ありの医療機関のみ実施)
県→医療機関	交付要綱発出
医療機関→県	交付申請書提出
県→医療機関	交付決定通知送付
医療機関	補助事業の実施
医療機関→県	実績報告書提出
県→医療機関	補助金の確定・支払

4 留意事項

- ・助成額の上限は1医療機関あたり**5万円**です。(千円未満は切り捨て)
例) 対象経費【12万円】→助成額【5万円】
対象経費【8万円】→助成額【4万円】
- ・指定難病と小児慢性特定疾病の重複申請はできません。また、当該補助金の申請は1回限りとなります。
- ・**補助金交付決定通知が届く前に事業に着手した場合は対象外**となります。
- ・補助金の交付を受けて購入したパソコン等については、**補助金の交付目的に反した使用や譲渡、廃棄は認められません。**
- ・補助事業については令和6年3月31日までに終了するようにしてください。